

の4(44人)が属している。保育園児の母の勤労的収入はまことに乏しいといわねばならない。

3) 世帯全体への収入

ここで、世帯内の全有業者の勤労収入にその他の収入を加えて、世帯全体の収入をみると、全平均では17,287円となるが、これは、F. I. E. S の数値(実収入計31,499円)に比べて60%にもみえないものである。しかもこの分布をみると、最低は、2,555円、最高は72,500円と大差がみられるが、正規分布を示さず、各層にわたってプラト一的に分布する。しかしそのなかでも多いのは、1万円~2万4千円の間で、3万円をこえるものはわずか2世帯で例外とみてよい。但し、最低の2,550円というのは実状より低すぎるようである。というのは、これでは2人世帯で生きて行くこともできないからである(これは生活保護世帯でもない)。

Ⅲ-2 図 母の職業別収入(月)の分布

給料生活者	常務者	用務者	臨時者	日雇者	家内労働者	その他	自営以外	自営以上の計
ナシ					・		1	1
500~						10	
1.0~ (千円)					..	・	3	
1.5~			・	5	
2.0~			・		..	・	7	
2.5~			・		4	
3.0~		・	・		..	・	5	
3.5~		・			・	・	3	
4.0~	・		・		・	・	3	
4.5~			..				2	
5.0~			・			・	2	
6.0~		..		・			3	
7.0~	・	..		・			4	
9.0~		・					1	
28.0~	・							
計	2	7	9	1	23	10	53	
平均	8,255	5,799	3,288	6,300	1,643	2,717	3,038	

Ⅲ-3 図 生計中心者の職業別一家の総収入の分布

・男
×男保護
⊙女
⊗女保護

千円	自営	職員	常務者	用務者	臨時者	日雇	職人	家内労働者	その他	無職	計	1人	2人
2~										・	1	1	
4~		・					・	⊗		⊙	4	4	
6~		×			⊙	・	..		⊗		6	4	2
8~		⊙	×		⊙			⊗		×	4	4	
10~		・	⊗				・	×	⊗	⊙	8	6	2
12~					・	・	×	9	6	3
14~		・	⊙				..	・			9	8	1
16~	×	×					..	・			8	8	
18~		..	・		・	×			⊗		6	4	2
20~		・		..				12	10	2
24~									6	5	1
28~	..										2	2	
32~	⊙	..									4	4	
36~													
40~	・										1	1	
70~	・										1	1	
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81	68	13	
平均	27,482	17,473	15,599	14,333	13,218	11,555	14,044	11,975	8,038	17,207	17,720	15,020	

万円が多いが、18世帯のうち、1万円未満が3、1~2万円未満8で、自営業に比べると一家の収入が少く、常用労働者になると平均15,599円で24千円以上は姿をけし、14~16千円が中心となる。あとは、順位からいうと、臨時労働者の14,333円、家内労働者の14,044円、日雇の13,218円、その他の11,975円、職人の11,559円で、無職(8,038円)を除くと何れも1万円は上廻っているが、家内労働者

世帯が安外高いのは、世帯内有業者が多いために他ならない。但し、日雇の場合は余りにも例数が少ないが、また、職人の場合に低いのは、例年1~2月は冬枯れで仕事がなく、収入の減少を来すためで、他の時期にはもう少し多くなるといわれる。

この分布を、F.I.E.S.の労働者に比べてみると(東京都分)、そこでは12千円未満が6%、2万円未満合せて25%であるのに対して

Ⅲ-4 図 消費単位当り収入の分布(生計中心者の職業別)

	自営	職員	常勞	臨時	日雇	職人	家内	他	無職	園児数	
										1人	2人
I	1000円									6	5
II	2000円									6	4
III	3000円									14	12
IV	4000円									21	16
V	5000円									13	12
VI	6000円									10	8
VII	7000円									6	6
VIII	8000円									5	5
平均額(円)	5943	5164	4531	5339	2465	3067	4192	4841	3286	4870	

・男 ⊙ 女 × 男、保護 8 ⊗ 女、保護 6

し、ここでは12千円未満で既に28%、2万円未満を合せると68%に達し、われわれのきき消費単位は、註に示した労研のものであるが(成人男子1人当りに換算したもので、1人当り生活費よりも厳密である)、それによる階層に片よつた分布を示している。

この収入水準の低さは、消費単位当り収入として(9千円をこえるものはない)1千円台

まで分布しており、4千円以上が最も多く、次が3千円台、3位が5千円台となっている。消費単位当り生活費4,500円というのは最低生活費に当るものであるが、ききとり洩れを考慮してここでは4千円とふんでみると、これにみえないものが81世帯中26世帯つまり32%に達しており、7千円以上を最低生活費をまかなう額とすれば(生活費では8千円相当である)。わずかに6%がこの水準を上廻るだけである。もちろん、表示したもので、1千

円台とでたもの多くは、実際には少くとも2千円台の生活を維持しているとみるべきであらうか。

この2つの線を基準として生活水準を測定すると、自営業で最低生存線を下廻るのは、18のうち2世帯、給料生活者も18中2であるが、常備労働者になると14中4、日雇は2世帯とも同様、職人は8中6世帯、家内労働者は8中4、その他は4中3世帯、無職は5中3となつており、最低生活費をまかなうもの

Ⅲ-5 図 消費単位当り収入別保育料負担の分布

	消費単位当り収入別保育料負担の分布										
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計	1児	2児
全免	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
100円	.	x
200
300
400
500
600
700
800
900
1030
1300
計	6	6	14	21	13	10	6	5	81	68	13
平均	183	100	129	233	358	539	460	467	290	289	300

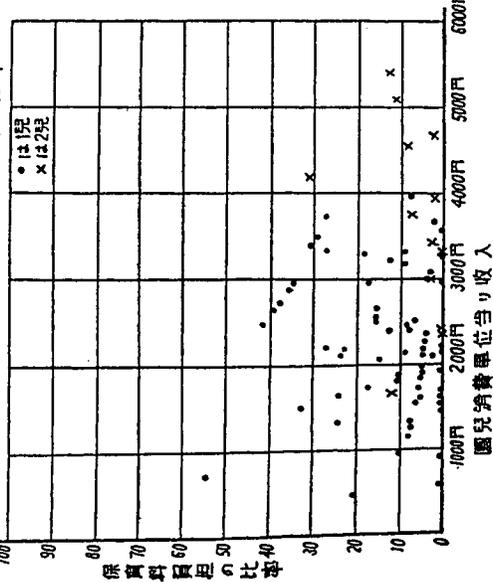
はわずかに自営業、給料生活者、その他に少数見出されるにすぎない。夫々の職業別の平均消費単位当り収入を図表の下段に示しておいたが、自営業、給料生活者、臨時、労働者は5千円をこえ、その他、常備労働者、家内労働者は4千円台で、職人と無職が3千円台日雇のみ3千円を下廻っている。特に日雇は例数が少ないという欠陥があるので、断定的なことはいえないが、職人の収入水準が意外に多いことは前記の理由によるが、一般に多いと考えてよい。

ここで一言しておきたいのは、これらの世帯のなかには14世帯が生活保護をうけている

金給付を含んだものであるが、しかしながら、その消費単位当り収入の分布は、必ずしも最下層にのみ分布せず、3千円未満の階層には4.3~4千円に4.4~5千円に4で、残りの2世帯は、6千円台、8千円台に分布しているが、少くとも後の2世帯については問題を含んでいる。

また、保育児1人の世帯と2人の世帯とを区別してみると、1人の場合の11,720円に対して、2人の場合は15,020円で、後者の一家の総収入は若干低く、消費単位当りで見ると4,983円対4,283円で、前者に比べ後者は約15%低い。つまりこのことは2人の保育児を出すような世帯では、生活も苦しいことを物語るものでもあるが、それは平均値に

Ⅲ-6図 保育料負担の園児消費単位当り収入に対する比率の分布



ことである。図のなかでは○印のついているのはそれであるが、自営業に1、給料生活者に2、常用労働者2、日雇1、家内労働者3その他3、無職2と分布しており、収入の少ない職人に1世帯も見出されないものであるが、その収入の平均は11,873円で、生活保護をうけないものの平均18,418円の65%に達するにすぎない。もちろん前記の金は生活保護の現

厚生省指示による徴収基準にもとずくと、収入の多いほどその負担額は多くなるのであるが、今回の場合にも、平均値については若干その傾向を示しているが、決して、その相関が高いとはいえない。例えば、平均値で見れば、Ⅱの100円、Ⅲの129円、Ⅳの239円、Ⅴの358円、Ⅵの539円と増大して、収入との相関はたしかにみとめられるが、Ⅰは(以下Ⅰ~Ⅳは夫々消費単位当り収入1000円台~18,000円台)183円でⅡ、Ⅲに比べて高く、ⅣとⅤでは低下して500円を下廻っている。また、その分布をみると、階層別の最高額はⅠの400円から始まり、Ⅵ以上になつて1030円の世帯が現われのち、同一階層内部の分布は予想外に甚しく、例えばⅣクラスのなかには全免から1300円まで、Ⅴ、Ⅵにも全免世帯がみとめられるのであつて、全体としての相関は決して高いとはいえない。

また、負担率をもつと適確に示すために、夫々の幼児消費単位当り収入に対する保育料の比率をみると、収入水準(幼児消費単位当り収入)の上昇にもなつて増大するという傾向は、1児の場合には殆んどみとめられず、ただ2児の場合にはみそれが認められるにすぎない。

(図では・印は1児、×印は2児)
このような保育料負担の不均衡は、われわれのときとりの不十分さによるところもあるが、ここでは単に消費単位当り収入によつて分類し、それによつて対比を行つたというためでもある。前者については何人が調査しても何らかの誤差が生じるであろうから、われわれの調査結果が最も正確であるとは断言し難いにしても、これほど大きなちがいが生じるのは、やはり徴収額決定の問題があるからである。後者については、厚生省指示の徴収基準は消費単位だけでなく、マルチプルをも併用した修正値を用いているから、われわれのつた方法と若干のずれが生じるのは

当然であるが、それにしても余りにも大きな不均衡である。というのは、徴収基準によつても、同一の世帯人員の場合には、収入水増しつまり級の上昇にもなつて負担率は増大しているものであつて、5人の場合をとれば1級の1.5%から5級の3.6%、10級の5.0%に高まつている。

もちろん、われわれのきさつとしたものかかりに正しいとしても、1956年2~4月分であるからその時期の特殊事情が反映し、徴収額を決定したときと若干のくいの生じることが当然ともいえる。例えば、職人層の収入が少いのは、調査期間に含まれた2月が仕草の一番切れる頃であつて、もし他の時期をとるとすればもう少し上位に移行した筈である。また、省の規定では年2回部では年4回その収入を査定し直すということになつていながら、実際には最初決定をうけるとそのままにされることも多く、その後収入の大きさが変化した結果、大幅な不均衡が生じたこととみることができるといふのは、低所得階層では本来その収入が不安定で、前記の季節差だけでなく、何かの条件にもついで収入が変動し易いからである。しかしながら、徴収額の決定が、必ずしも適切ではないことは、その分散が余りにも大きいことと、全免者の分布に端的に示されている。

全免世帯は合計18であるが、収入水準のⅥの世帯まで含まれており、1クラスで403円を負担するものに比べると、余りにも不均衡である。また、生活保護世帯は全体で14見出されるのであるが(うち、1世帯はこの4月から1世帯は5月から打ち切りになつている)そのうち全免は11世帯で3世帯は100円を負担しており、生活保護世帯でないもので全免というものもある。もちろん、生活保護世帯以外のものが全免であつてはならないということはない。生活保護をうけるのが当然と考えられる低い収入階層でそれをうけていない

Ⅲ-2表 保育料その他園費支拂の観易

見数	I		II		III		IV		V		VI		VII		VIII		計
	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200	
支払に困ることあり	3	1	3	1	7	9	3	6	1	3	1	2	2	3	3	7	40
特にこまらない	2	1	1	5	2	7	2	6	5	1	4	5	5	6	4	6	41

Ⅲ-3表 消費単位当り収入階層別にみた保育料希望額

見数	I		II		III		IV		V		VI		VII		VIII		計
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	
全免	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6
100円	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	4
200円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
250円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
300円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
500円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
600円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
700円	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
銀行のま	4	1	2	2	8	2	10	2	9	1	5	1	4	5	4	7	9
計	5	1	4	2	12	2	16	5	12	1	8	2	6	5	5	6	81

の会費やその他の支出についてはそれが考慮されるため、保育料以外の支出は、1児の198円に対して2児では333円となっている。これら3つの支出を合せたものの世帯別分布は、(図-8Ⅲ)の通りであるが、1児では50円から、1430円まで、2児で130円から1620円まで分布し、500円未満は81世帯中50世帯で60%をこえるが、保育料だけについてみれば1世帯だつたものが4世帯になつている。自由意志にもつづ部分加わるため、純保育料に比べると、保育関係支出の収入水準に対する相関は強く、Ⅱクラスの285円はⅥの845円へ高まり、Ⅶの2児で保育料100円という世帯が合計では1270円を支出するといつた場合もみられるのであるが、この合計について、同一の収入水準でありながら、やはり相当幅広く分布しており、Ⅰクラスで、135~500円、Ⅴで125円~1330円、Ⅵで180~1430円、Ⅶで135~1190円という大きな開きをもつている。また、幼児の消費単位当り収入に対する割合をみると、全体として前記の純保育料の場合に比べて比率は高まつているが、収入との相関については、1児の場合には殆んどみられず、収入に相関なしに同じような割合を負担しており、2児の場合にのみ上層ほど負担率も高まつている。つまり、本質的には、純保育料についてみられたものと変りがないのである。

3) 負担額の問題
負担額が適切であるかどうかの問題のうち不均等さの問題についてはききにふれるところがあつたが、ここでは一般論として額が適切であるかどうかを検討してみよう。

負担額が大きいかどうかは、滞納の状況によつて程度推察できる筈である。もし、負担額が適重であるとすれば、滞納は多くあつてであろうし、そうでなければ少いであろう。この意味で滞納をみてみると、81世帯のうち、滞納なしは67で、割合は83%にすぎず残り14世帯13%が滞納している。このうち1カ月分というのは5、2カ月分は4で、3ヶ月以上の上ものは5世帯に達し、最高は1年をこえているし、金額は200円が5で最も多いが、なかには3600円(3.5ヵ月)、2600円(2ヵ月)というものとあり、滞納が相当額に上回るものがある。もちろん、世帯によると、そのとき程度収入の乏しかつた世帯もあろうが、200円という些少の金額を滞納する場合には、それさえ支払えないほど本来の収入水準が低いためと考えられるし、1000円をこえる場合には、も早知何ともしがたい滞納になつて終るのである。

この滞納者は特に常備労働者に多いようであるが(附表)30年度以前に入つたものの収入階層別にみると、Ⅰでは滞納なしであるが、ⅡとⅢでは同じく5のうち2、Ⅳでは15のうち4、Ⅵでは6のうち2が滞納し、Ⅱ

Ⅲのクラスに滞納が多く、収入の多い場合には滞納率は少い。いまグループしてみると、滞納率はⅠ~Ⅲクラスでは27%、Ⅳ~Ⅴでは17%、Ⅵ以上では15%であつて、Ⅲ以下というものは負担額が低いにもかかわらず滞納率が高いのである。

また、保育料以外を含めて或私の難易についてみると、81世帯のうち支払に困ることありというのは40世帯で約半分を占めているがⅦ以下ではすべての層に困るというものがみられ、特にⅤ以下では困るものの割合が50%以上を占め、それが半分を下廻るのはよりやⅥ以上である。

保育料の希望額は、81世帯中56世帯は現行を適当とし、25世帯では減額を希望している

Ⅲ-9表 措置保育料の収入に対する比率の分布(収入階層別)

収入階層	措置保育料の収入に対する比率の分布								計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
全免	0	0	0	0	0	0	0	0	17
~1%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	22
~2%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	15
~3%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	9
~4%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	11
~5%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	3
~6%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~7%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	3
~7%以上	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	6	6	14	21	13	10	6	5	81

・は1児保育者 ×は2児保育者

Ⅲ-10図 1 カ月分の住居費(家賃・間代・地代)

職業別 家賃階層	自営	給料生活者	賃料生活者	傭時 労働者	日雇	職人	家内 労働者	其の他	無職	計	
0	•	•	•	•			•	•	•	22	27.2%
~200円未満	•			•					•	5	33.4%
~400	•			•						5	
~600	•			•						6	
~800	•			•						8	
~1000	•			•						3	
~1500	•			•						5	9.9%
~2000	•			•						3	
~2500	•			•						9	
~3000	•			•						2	
~3500	•			•						7	
~4000	•			•						3	12.3%
~5000	•			•						2	
5000円以上	•			•						1	
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81	

図に示したところからも明らかのように、保育料の割合が90%をこえる世帯は例外として、30%をこえる場合が若干みられるが、収入が中層以下の場合に多い。この場合には家計に対する圧迫が相当強いと考えられねばならない。また、保育料以外の負担額を加えると、30%以上という世帯は案外に多く、81世帯中20世帯と約4分の1を占めるが、この収入部分は幼児の生活費にあてられる収入部分と考えることができるのであるから、余りにも大きな支出といわねばならないし、下層になるほどその他の家計を支出部分を圧縮する作用はより深刻であろう。

もともと、厚生省指示による徴収額自体が余りにも高いことは否定できないことである。5人世帯をとると、1級未満100円の総収入中に占める割合は大体1.0%、5級(16,900円)の600円といふのは2.4%、10級(21,800円)の1,100円といふのは5.0%、15級(27,600円)の2,200円といふのは8.0%に当るが、幼児の生活費は生活費の14.1%と推定されるので(世帯の総消費費単位、幼児の消費単位の占める割合を示す)そのなかで占める保育料の割合は、5級では16.9%、10級では35.5%、15級では56.8%となるものである。加うるに、母の会費その他の準保育費がこれに加わるのであるから、前記のものは更にふくれ上り、家計に対する圧迫は相当なものである。

また、保育園に通園することによって母がより多くの収入をえるのであるから、それとの関連において保育料、その他の負担を考へることのできる。現在の母の収入は3,030円であるから、(自営を除く)保育料だけだと10%、その他を加えると17%で、その割合は決して高くないが、現在の母の収入だけと対比することは必ずしも正陸ではない。といふのは、通園のために就労は容易になるにしても、通園による経済的利益は、それにもと

が、うち全免が6,100円が4,200円が6,300円が4で、最高は700円であった。しかしこれだけではどうい階層のものがどの程度の減額を希望しているか分らないので、いまその関係をみると、1,000円以上の保育料を支払う世帯9のうち、それによいといふのは3世帯で、残り6世帯は500~700円の金額に低めてほしいといっている。しかも、その不払者はVI以下に多いのであるから、VI以下では1,000円をこえる支出は相当無理なのかも知れない。また全免を希望するのは、全部100円の負担をもっている世帯で、なかには失業中だけ全免にしてほしいといふものがある。あとは、中間層の500円を250円へ、300円を200円へ、500円を300円、400円を200円あるいは100円といつたところで、半減前後を希望している。(Ⅲ-3表)に示したものは、3つの段階に分れると考えてよい。もちろん、全免者が自分で引上げを希望するのは1名もない。ただ、Iで今の400円でもよい。IIで同じく300円、IIIで同様500円でもよいという現状維持者が夫々1名ずつみられたが、こういう世帯はおそらくこの3カ月間の収入が平生の収入より下廻った世帯か、収入に関して正しい回答がえられなかつた世帯か、ないしは保育園に大変やつかいになつているので、あえて自分の利益を強く主張しない世帯かの何れかであろう(その1人は現に夜まで厄介になつているので、文句はありませんと答えている)。つまり、全体的にいへることは、1,000円をこえる負担は多くの世帯、特にVI以下では難しい場合が多く、若干の100円のクラスは全免を希望し、200~500円の層の約半分はその半減を希望しているのである。

一般論としていへば、これらの支出が幼児の消費単位当り収入中に占める割合が非常に高いことは留意されねばならない。(Ⅲ-9)

で評価することは根本的に誤りであるが、もちろん、園児家庭にとつて保育料の全部が新たな負担となるものではない。そのうち一部は、園児の教育、栄養のために支出され自家にいる場合にも、そのために若干の支出が行われる筈である。したがつて、厳密にい

Ⅲ-11 収入階層別家賃間代の分布 × 地代 × 家賃間代

収入千円 家賃	収入階層別家賃間代の分布										計		
	4~	6~	8~	10~	12~	14~	16~	18~	20~	24~		28~	32~
ナシ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
200~		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
400~			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
600~		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
800~			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
1000~													
1500~													
2000~													
2500~													
3000~													
3500~													
4000~													
4500~													
5000~													
計	1	4	6	4	8	9	9	8	6	12	6	2	4

えば、その差額が家庭の純粋の負担額とみなすべきであるが、そう考えたにしても、多くの世帯では支払に困難を感じ、且つ一部の世帯では滞納を余儀なくされているのである。とするならば、問題は不均衡の是正にとどまらず、その一般的軽減が問題の一つになることは疑いない。

(註) なお参考のために、世帯の総収入中

に占める保育料の比率をみておくと、81世帯中、全員17、1%未満22、1~2%未満15、2~3%未満9、3~5%未満14で、6%以上が4、うち最高は7.8%であった。これを収入階層別に示したのはⅢ-9

第3節 家賃、間代と保育料負担

現行の保育料は世帯人員と世帯の総収入との関連において決定される仕組となつているが、これが適切かどうかは問題である。というのは、戦後の実状として家賃、間代について甚しい不均衡がみられるため、保育料負担

の家庭に対する影響は、単に世帯人員と総収入との関係だけでは示さないからである。本節ではこの問題をとらけて、若干の考察を加えておきたいと思う。

一般の家賃調査 (F. I. E. S) によると都市勤労者の家賃地代への支出は生活費支出の2%前後となつており、戦前の15%に比べると甚しく低下している。この支出割合の低下は、持家の増加、以前には家主の手で行われていた家屋の修理、維持が店子の責任に転嫁されていること、家賃の統制、一般の収入水準の低下による支払能力の低下などにもとづ

くのであるが、龐大な権利金が家賃調査によつて捉えられないという事情も関係している。しかしながら、もう一つ大きな問題は、個々の世帯にみられる家賃、間代の甚しい不

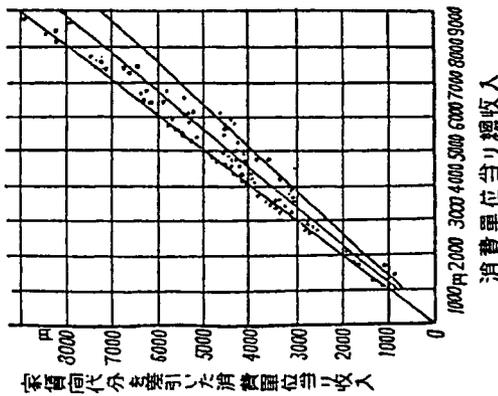
Ⅲ-12 消費単位当り収入階層別、家賃、地代の分布

階層 家賃	消費単位当り収入階層別、家賃、地代の分布									
	1千 円~	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	計	
ナシ	
200~	
400~	
600~	
800~	
1000~	
1500~	
2000~	
2500~	
3000~	
3500~	
4000~	
4500~	
5000~	
計	6	6	14	21	13	10	6	5	81	

均済である。81世帯のうち、家賃、間代、地代を支払っている世帯は58世帯であるが、1世帯は家を購入した借金として月々3,000円を支払つて

いるので、これを加えると59世帯となり、残り22世帯は何ら負担していない。これを持家と借家、借借り関係に分けてみると、借家の34のうち、地代ナジは10、地代ありは23、借金返済中というのが1で、大部分は地代を負担しており、家賃等の場合には47世帯のうち家賃ナジが12で、35世帯はそれを負担している。地代ナジの世帯は大体宅地を所有する場合と考えてよいが、家賃ナジの場合は親類縁

Ⅲ-13図 家賃向代の生活費への影響



者から借りているとか、同居の類であつて、低所得階層によくみられるものである。このような住宅の場合には往々にして低劣な場合がみられるのであるが、そのよし悪しを別としても家賃の負担が余りにも不均等な点が必要である。

地代の場合には、店と一緒に3千円という商店を除くと、すべて1千円にみえず、100～800円に分布し、その平均(支払うものだけの平均)は413円である。したがつて、生活費に対する大きな負担となる可能性は低い

であるが、家賃の場合にはそうではない。家賃の最低は500円、最高は5,000円で、実に10倍の開きをもっているが、1千円未満は6例で、残り29例は1千円を上廻り、2千円が8例、3千円が5例、3,500円が3例、4,500円が2例もみられ、2千円以上だけでも21例と3分の2に近い割合を占めている。この平均は2,205円で、さきの地代の約5倍であるが、持家の場合にはこの他若干の支出(固定資産税その他)が加わるとはいえ、高家賃を支払う人々にとつては家賃負担はまことに重大といわれなければならない。

3千円以上の高家賃を支払う世帯は、自営給料生活者、常備労働者に多く、他では全くみられないところから、ある程度収入との関係がみられるのであるが、いま世帯の総収入と家賃、地代との関係をみると、地代については相関は殆んどなく、家賃の場合には上限が次第に高まり——例えば、収入8千円未満の階層まではその家賃の最高は1,500円であるが、1万4千円未満では3,000円、1万8千円未満で3,500円、2万4千円未満で5,000円となる——全体として上向の傾向を示しているが、バラツキの方が一層大きく、6千円未満の階層で、ナジから1,500円、1.2～1.4万円未満でナジから3千円、2万～2.8万円までナジから最高5千円まで分布している。またもつと緻密にみるために消費單位当り収入別にみると、家賃の上限は同じく中層に至るまでは上昇し、I、IIの2千円未満からIIIの3千円未満、IVの4千円未満、Vの5千円と増加し、Vをこえると上限は低下しているが、バラツキは依然として大きく、Vではナジから5千円まで、IIでもナジから2千円未満まで分布している。つまり、実質的な収入水準と家賃間代負担との間には若干の相関はみられるのであるが、分散度は非常に大きいのである。(註) このように、家賃負担の分散が大き

Ⅲ-4表 家賃間代の滞納の有無(職業別)に滞納額の分布一

() 内はのべ滞納月数

有無	職業別	現在滞りなし	現在滞りあり	自営生活者	給料生活者	常備労働者	日雇労働者	職人	家内労働者	その他	無職	計
有	滞りなし	17	1	16	11	2	0	3	5	3	4	61
有	滞りあり											20
滞	400円未満					(2)	1					1
滞	600 "					(3)	1					1
滞	800 "							(2)	1(1)	1	2	
滞	1,000 "					(2)	1	(1)(2)	2		3	
滞	1,500 "											
滞	2,000円未満					(12)	1					1
滞	2,500 "					(4)	1					2
滞	3,000 "							(3)	1			1
滞	4,000 "											
滞	5,000 "											
滞	6,000円未満											
滞	7,000 "					(2)	1					2
滞	8,000 "									(4)	1	1
滞	9,000 "											
滞	10,000 "					(3)	1					1
滞	20,000円未満								(4)	1	(12)	1
滞	30,000 "							(12)	1	(12)	1	3
滞	30,000円以上											1
計		18	18	14	4	2	8	8	4	5	81	
滞納あるものの比率		5.5%	11.1%	21.4%	50%	100%	52.5%	37.5%	2.5%	20%	24.7%	

(滞納月数の分布)

合計	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	以上
1ヶ月	1												
2ヶ月		1											
3ヶ月			1										
4ヶ月				1									
5ヶ月					1								
6ヶ月						1							
7ヶ月							1						
8ヶ月								1					
9ヶ月									1				
10ヶ月										1			
11ヶ月											1		
12ヶ月												1	
以上													1
計	1	2	3	2	2	5	3	1	1	1	1	20	

いのは、山手だからということも考えられなくはない。例えば、労研調査による小松川の下層労働者の場合には、間借、7パーセント、借家が多いにもかかわらず、1千円をこえるのは7.4%で、バラツキは今回の如くには大きくはならなかつた。このように分散度が大いことは、同一の

附表 3 住居の所有種別 (生計中心者の職業別)

所有種別	自営業	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家労働者	内勤者	その他無職者	計
持家	12	8	5	3	2	1	1	1	2	34 (42.0)%
借家	4	5	4	4	1	3	3	1	1	20 (24.7)
アパート	2	4	2	1	4	1	1	2	3	19 (23.5)
借家		4	2	2	4	1	1	1	1	4 (4.9)
アパート		1	1	1	2	2	2	1	1	2 (2.5)
借家		1								1 (1.2)
アパート										1 (1.2)
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	100.0

附表 4. 住居の質 (職業別)

住居形式別	自営業	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家労働者	内勤者	その他無職者	計
一戸建	4	13	5	3	1	3	3	3	4	39
二戸建	1	2	2	2	1	3	2	2	1	10
アパート (鉄骨)	7	4	4	4	1	1	1	1	1	6
一戸建て併用	3					1	1	1	1	8
アパート併用	1									3
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81

附表 5. 家主との関係 (職業別種)

種別	自営業	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家労働者	内勤者	その他無職者	計
借家 (他人)	4	4	3	2		3	3	1	1	18
借家 (親又は親せき)	1	1	2	1						5
アパート (他人)			1	1			1	1	1	3
アパート (共同団体)							1	1		2
間借 (他人)	2	3	2	1		1	1	2	1	10
間借 (親又は親せき)	1	1	1	1		1	1	1	2	19
持家又は持家に準ずるもの	12	9	5	3	2	1	2	1	2	36
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81

附表 6. 一人当りの居住実数 (職業別)

一人当り	自営業	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家労働者	内勤者	その他無職者	計
~1.5 畳未満	3	1	2	2	1	1	3	1	1	11
~1.5 畳未満	1	2	4	1		2	2	1	1	12
~2.0 畳未満	6	3	6	6		1	1	4	1	24
~2.5 畳未満	2	4	1	1		1	1	1	1	11
~3.0 畳未満	4	2	1	1						7
~3.5 畳未満	1	1	2	2	1	2	2	1	1	8
~4.0 畳未満	1	1	1	1						4
~4.5 畳未満	1	1	1	1						4
~5.0 畳未満	1	1	1	1		1	1	1	1	11
~5.5 畳未満										2
~6.0 畳以上										1
(%) 計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	100.0
平均	2.02 畳	2.56 畳	1.46 畳	2.72 畳	1.85 畳	1.35 畳	1.89 畳	2.10 畳	2.22 畳	2.02 畳

附表 7. 一人当り実数 (職業別)

一人当り	自営業	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家労働者	内勤者	その他無職者	計
~1.5 畳未満	4	3	2	2	1	3	3	1	1	14
~1.5 畳未満	2	2	6	1		2	2	1	1	16
~2.0 畳未満	8	6	4	4		2	2	4	1	28
~2.5 畳未満	1	6	1	1		1	1	1	1	13
~3.0 畳未満	1	1	1	1	1			1	1	4
~3.5 畳未満	1	1	2	2					1	3
~4.0 畳以上	1	1					1			1
4.0 畳以上										2
(%) 計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81
平均	1.58 畳	1.24 畳	1.36 畳	2.30 畳	1.60 畳	1.29 畳	1.89 畳	2.00 畳	1.78 畳	1.67 畳

附表 8. 保育料納入状況 (4月現在・職業別・措置児数別)

() 内金額計

職別 滞納月区分 見数	自営生活者		常備臨時労働者		日雇職人		家内労働者		その他無職		計
	1児	2児	1児	2児	1児	2児	1児	2児	1児	2児	
滞納なし	14	11	9	4	0	6	7	2	4	57	
1カ月分滞納	(200)	(100)	1	(200)	(200)	(200)	1	(200)	1	4	
2カ月分 "	1	(3,600)	1	(200)	1	1	1	1	1	2	
3カ月分 "	(500)	1								1	
3.5カ月分 "		(400)								1	
5カ月分 "		(500)	2							3	
1年以上 "		(300円以上)	1							1	
小計	16	12	13	4	1	7	8	2	1	68	
滞納なし	2	4	0		1	1	1	2	1	10	
1カ月分滞納	(600)	1								1	
2カ月分 "	(2,600)	(800)	1							2	
小計	2	6	1		1	1	1	2	1	13	
合計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81	

附表 9. 職業別にみた保育料希望額 (2児は2人分)

職業別 金額区分	自営生活者		常備臨時労働者		日雇職人		家内労働者		その他無職		計
	1児	2児	1児	2児	1児	2児	1児	2児	1児	2児	
全額免除	1	3									6
~100円未満											
~200 "				1		2	1				4
~300 "	1	1	1	1		1					4
~400 "		1	1			1					2
~500 "											2
~600 "		1									3
~700 "											
~800 "	2										2
800円以上											0
現行の適当	10	2	11	3	8	3	1	1	4	1	6
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	68	13
											81

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

少子化社会における保育環境のあり方に関する総合的研究

(H19—政策—一般—017)

主任研究者

民秋 言 白梅学園大学

分担研究者

西村 重稀 仁愛女子短期大学
高野 陽 東洋英和女学院大学
吉岡真知子 東大阪大学
佐藤 牧人 東京国際福祉専門学校
成田 朋子 名古屋柳城短期大学
河野利津子 比治山大学短期大学部
清水 益治 神戸女子大学
佐藤 直之 京都女子大学短期大学部
千葉 武夫 聖和大学短期大学部
森 俊之 仁愛女子短期大学
川喜田昌代 白梅学園大学

平成 19 年度

厚生労働科学研究費補助金

(政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

少子化社会における保育環境のあり方に関する総合的研究

(H19—政策—一般—017)

主任研究者 民秋 言 白梅学園大学

正 誤 表

ページ	誤	正
7	左下1行目 (NAEYC、ITERS)	(NAEYC)
9	[※同ページ文末に追加]	調査協力園に対しては、研究代表から施設長に本研究の趣旨を説明し、了解を得た。 [※削除]
15	左2行目 第1節 考察の方法	[※削除]
20	左3行目 ②最低基準の改訂過程	②最低基準改正の過程
20	左7行目 部分的な改訂が	部分的な改正が
20	左8行目 最低基準は、基本的には昭和	最低基準は、昭和
21	[※表タイトル空欄]	表2 児童福祉施設最低基準改正の過程
37	右5行目 (別表1参照)	(別表1参照)※44～45ページ
47	左下5行目 しかし平成10年には	[※削除]
47	左1行目 また、1999(平成11)年には、	1999(平成11)年には、
48	左下20行目 (4)考察のまとめ	(4)まとめ
64	表1	表1-1
64	表2	表1-2
65	表3	表1-3
65	表4	表1-4
121	下5行目 社会福祉法人 親栄会 親和保育園	社会福祉法人 親栄会 乳児親和保育園
121	下5行目 岡山県倉敷市水島南亀島町24-1	岡山県倉敷市水島南亀島町16-18
122	2. 各園の3歳未満児の部屋の状況	[※裏面に差し替え] 空間の広さを操作した研究を行った。調査協力園に対しては、研究代表から施設長に本研究の趣旨を説明し、了解を得ている。
142	左4行目 空間の広さを操作した研究を行った。	空間の広さを操作した研究を行った。調査協力園に対しては、研究代表から施設長に本研究の趣旨を説明し、了解を得ている。
Ⅲ. 資料	2行目 厚生省児童局	厚生省児童局 1955